

生 号 外
平成24年 3月13日

各市町村
公立社会教育施設（文化施設）所管課長 殿

宮城県教育庁生涯学習課長
（公印省略）

原形復旧の不適当事由該当に係る移転復旧の事務について

東日本大震災における公立社会教育施設災害復旧費補助金事業（以下「災害復旧費補助事業」）において、原形復旧が不相当であり移転を伴い復旧する場合は、現地調査をする前に文部科学省へ協議をする必要があります。

つきましては、災害復旧費補助事業において移転復旧を行う場合の事務手続きについて下記により取り扱い願います。

記

1 移転復旧案件の事務の流れについて

別紙1「不相当事由該当に係る移転復旧の事務手続きの流れ」参照

2 移転復旧に係る協議様式

別紙2「協議書作成例」参照

3 協議書の提出時期及び提出先

（1）提出時期 各自治体において移転復旧をする意思が明確になった時点で逐次協議願います。移転先が定まっていない場合でも、結構です。

（2）提出先 宮城県教育庁生涯学習課 担当：社会教育支援班 菅原

4 その他

別紙「協議書」の被害状況における不相当事由は作成例ですので、地域の状況に応じて内容を精査願います。

また、申請者からの協議書により文部科学省と財務省とで精査をします。文部科学省から回答があるまでは災害復旧費補助事業において移転復旧が認められていませんので留意願います。

担 当

宮城県教育庁生涯学習課

社会教育支援班 菅原

TEL 022-211-3653 FAX022-211-3697

Eメール：sugawara-ka894@pref.miyagi.jp

別紙2 <協議書作成例>

平成 第 年 月 日
号

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長 殿
(文化庁文化部芸術文化課長 殿)

市 市長

東日本大震災における公立社会教育施設災害復旧費補助金事業の移転復旧
計画について(協議)

東日本大震災における公立社会教育施設災害復旧費補助金事業において、下記施設
については原形復旧が不相当であり移転復旧により事業を計画いたしますので協議い
たします。

記

- 1 施設名 市 公民館(市文化会館)
- 2 被害状況及び不相当事由 別紙「被害状況等について」

市 公民館の被害状況について

市 公民館について、以下の理由から現敷地において原形に復旧することが不適當である場合に該当するものと考えられる。

<施設概要>

1. 被害状況

- (1) 体育館の床上 mまで浸水の被害。 【別添資料：被害写真】
- (2) 施設周辺の地区は1.5～1.8mの高さの津波被害を受け、約80%の家屋が全壊。
【別添資料：周辺地区の家屋倒壊数】
- (3) 当施設に避難した多くの住民が津波により犠牲になっており、地域住民の心情面を考慮すると原形での復旧は望ましくない。 【別添資料：被災時の状況説明資料】
- (4) 復興計画策定に係る住民懇談会において、住民から浸水した現在の施設を再利用することへの反対意見や地盤の嵩上げ、高台への建設、避難所としての安全確保等の要望。 【別添資料：住民等からの意見、要望等】

2. 施設所在地区の復興方針

- (1) 津波により被災した周辺地区では、地盤の嵩上げまたは集団移転を検討している。
【別添資料：市の復興計画、土地利用計画、復興会議の議事録等】

3. 不適當である場合と判断される要因

施設が一定の被災を受けており、地域住民から現敷地での復旧に対する反対意見が多い。
また、施設周辺においても津波により相当な被災を受けており、地盤の沈下や今後の津波に対する防災・安全面を考慮し、市の復興計画（案）において、当施設を含めた地域一体が明確に安全な高台（内陸部）へ移転することが示されている。これらを総合的に勘案して、原形に復旧することが不適當と判断。

4. 復旧・復興方針

- (1) 現敷地から約500m離れた高台にある民有地を取得し、より安全な場所に体育館を復旧する。 【別添資料：市の復興計画、復興会議の議事録等】